

高松地方裁判所委員会（第25回）議事概要

1 日 時

平成24年11月26日（月）午前10時～午後零時

2 場 所

高松高等裁判所大会議室

3 出席者

（委員）岡悦子，川崎達夫，木村斉，木村泰昌，小佐田潔，蓮井守，幅田勝行，三谷忠之，宮脇初恵（五十音順，敬称略）

（事務担当者）黒河事務局長，白神総務課長，藤井総務課課長補佐

（オブザーバー）伊村民事首席書記官，西田刑事首席書記官

（説明者）藤岡裁判官，労働審判員2名，青野民事次席書記官，山田主任書記官

4 議 事（ 委員長 ， 委員 ， 説明者 ）

(1) 前回の委員会の調停制度の広報についての意見を踏まえた検討結果報告

調停のリーフレットは，高松簡易裁判所の受付センター内に備え付けてあったものを玄関ロビーに移し，高松高等・地方裁判所庁舎1階の公衆控室にも備え付けた。また，新たに高松簡易裁判所の申立人待合室と相手方待合室にも備え付けることとした。

平成24年10月25日に調停制度90周年記念行事を行った。当日は，高松家庭裁判所の裁判官による調停に関する講演の後，高松簡易裁判所で企画した物損の交通事故を題材とした模擬調停を行った。当日は41名の方々の参加をいただき，模擬調停後の質疑応答では，参加者から活発な質問がされ，調停手続の特徴や魅力などについての説明を通して，より具体的な調停制度の広報を行うことができたと考えている。今後も，各種団体等と連携を図りながら，調停制度の広報に努めていきたいと思う。

(2) 「労働審判制度について」の説明

藤岡裁判官から，労働審判手続の概要についての説明がされた。2名の労働審判員から，労働審判事件の実情についての説明及び感想が述べられた。

(3) 意見交換

ただ今の説明をもとに意見交換を行いたい。

この制度は，どういういきさつで，いつから始まったのか。

司法制度改革の中で，労働紛争の解決機能強化について司法制度改革審議会から意見書が出された。その中で労働調停を導入すべきであるという意見もあった。その後に内閣のもとで司法制度改革推進本部が設置され，労働検討会において，調停と審判を合わせたような形の労働審判制度が検討された。そして，その立法化が進み，労働審判法が平成18年4月に施行されて，今日に至っている。

労働審判制度を利用して紛争が解決した場合，復職した例はあるか。

労働審判員を経験した事件においては無い。

復職させることとなった審判例はいくつかあるが，訴訟に移行するものも多く，訴訟に移行後，最終的に復職することになったかどうかについては分からない。

労働審判の申立件数はどれぐらいか。

高松地方裁判所では平成18年3件，平成19年2件，平成20年3件，平成21年12件，平成22年11件，平成23年14件，平成24年（11月22日まで）10件である。

次第に認知度は高くなった。

東京大学社会科学研究所が作成した労働審判制度についての意識調査結果の速報(2011年3月)を見ると、労働審判制度を利用した労働者側の方が使用者側より満足度が高いようである。

労働者が未払賃金請求等をするといくらかの解決金を使用者が払うことになることが多く、そういう意味で労働者側の満足度が高くなっているのではないかと。

労働者が地位保全や未払賃金の請求をしているような場合でも、解雇予告手当がない場合がある。解雇予告手当が支払われていないことを労働者が知らない場合、労働審判制度を利用してそれが支払われることになると満足度が高くなるのではないかと。

急に解雇された等の相談があった場合、労働局、労働基準監督署や法テラスを紹介していたが、労働審判制度があるので地方裁判所に相談してみてくださいと助言していいのか。

労働審判制度を利用するにあたり、適している案件と適していない案件がある。

争点が絞られている案件は、労働審判は有効な手段になり得るが、かなり準備作業が必要である。セクハラについても利用できるが、何年にもわたってセクハラを受けており、セクハラ行為が相当数あるような場合は、3回の期日で解決までいくのは難しい。

就業規則を労働者に不利益に変更する場合があるが、その変更が合理的なものであるかどうかや、整理解雇の場合に要件に該当するかどうかについて、判断することは難しい。長期間の割増賃金を請求する場合は、毎日の残業時間を確定するために、タイムカードがない場合は個人の日記等を調べる必要があることもある。集団、複数で申し立てる場合には個別の審査が必要になってくる。3回の期日で終わるためには事実上の制約があり、労働審判制度を紹介していただく場合も、事案によっては労働審判にはなじまないものがあるということである。また、3回の期日で終わらせるには法律の専門家がついていないと難しいので、弁護士を代理人として申し立てていただくのが望ましい。

3回の期日で終わらせるということであるが、どの程度証拠調べを行っているか。

申立人本人と相手側のキーになる方に来てもらい、厳密に証人尋問という形ではないが、詳しく話を伺うこともある。1回の期日は2、3時間を取っているのだから、かなり話を聞くことができる。必要な証拠調べはかなり行っているつもりである。普通の民事裁判の尋問は、まずそれぞれの代理人が質問して聞いて、補充で裁判官が質問して聞くが、労働審判では労働審判委員会が聞きたいことをどんどん質問していく。

労働事件は、長引くと、労働者は困るし、使用者側も解雇無効になると遡及して賃金を支払うことになり、ペンディングの状態では双方が困る。適正であることはもちろんであるが、早く解決しなければいけないという趣旨で、3回以内の期日で終わるシステムになっている。1回1か月ぐらいで進むと3か月で終わるといった感じである。

労働審判制度は、一般の方に知られていると思うか。

意識調査結果の速報の中で、「申し立てられるまで(労働審判制度を)知らなかった」という雇用者側が38.4%いるが、自分も知らなかった。今日の話で人事記録や始末書等の人事管理をきちんとしておかないといけないことが分かり参考になった。

高松地方裁判所に申し立てられる労働審判は、零細企業に関するものが多いか。

大企業はそれほどない。町工場のようなものが多い。そういうところでは人事記録をつけたりするのは大変だが、きちんとされてないと、解雇が乱暴なのではないかという感想を持つ場合もある。

労働紛争は民事調停制度を利用して解決することもできるが、調停制度と比べて労働審判制度はどのような印象か。

調停制度は知っていたが、労働審判制度は知らなかった。働いている人や経営している人は知っているかもしれないが、普通の一般の人は知らないのではないかと。

困った人が法テラス等に相談に行くと、労働審判制度があるということが分かればよいのではないかと。

労働局、労働基準監督署及び法テラス等には、労働審判制度のリーフレットを送付させてもらっている。

労働審判制度についての感想はどうか。

自分自身、労働審判の経験はないが、東京の労働事件を多く扱う弁護士と話をする、以前は仮処分を行っていたのが、労働審判制度ができてからは労働審判の申立てをするよう依頼者を説得する機会が多いということであった。この制度は十分機能している印象である。労働審判制度についての意識調査結果の速報の中で、柔軟な解決を期待していないような結果が出ているように思うが、リーフレットの「事案の実情に即した柔軟な解決」の記載に関して、審判で、和解的な内容のものを出すことは行われているのか。

経験はしていないが、手続的には可能である。適した事例があれば考えてみたい。

満額を出すか出さないかではなく、間をとったような形で、金額的にこの額でどうですかと労働審判委員会で提案されて、その内容にそって審判が出されたことはある。

労働審判の申立ての経費はどうか。

手数料は、訴訟の手数料の半額である。訴額が算定不能の場合は160万円とみなし、6,500円の収入印紙（訴訟は1万3,000円）と最初に2,900円分の郵便切手を納めていただく。9,000円程度の費用がかかる。

審判や調停でも費用をどちらが負担するか決めるが、それは一般的に収入印紙や切手代が中心で、弁護士費用は含まれない。

労働審判はいい制度だと思う。制度に適する事案の場合は、迅速に解決されて労働者にとって使い勝手が良い。使用者側にとっては大変であるが、この制度は国民に知ってほしい。第1回期日も早く指定される中で、準備をするのに使用者側の負担がある場合も結構ある。使用者側には、立証責任を負うケースが多いので、日頃きちんとするよう指導している。法律相談で、労働審判に適するものは勧めている。いきなり本人が裁判所へ行って口頭で申立てをして、受付けてくれるのかどうか、難しい問題もあると思う。法テラスでは、資力要件はあるが弁護士費用を立て替えてくれる。法テラスで代理人を選任してもらい労働審判を利用する方法もある。

個別労働紛争を解決するには、労働局の紛争調整委員会や県の労働委員会によるあっせん、裁判所の民事調停制度もある。

あっせんをしてもらったけれども解決できなかったということで裁判所に相談や電話で問合せされる方の中には、調停制度や訴訟が利用可能であるが、労働審判に限定して話をされる方も結構いる。調停や訴訟を勧めたり、法テラスに相談してからの方がいいのではないかと説明をさせていただくこともある。

民事調停は3回以内の期日で終わらせるという制限はない。労働事件はいろいろな解決方法があり、一番適した方法を選んで利用していただきたい。

本日は、貴重な御意見をありがとうございました。

5 次回予定

平成25年5月31日（金）午前10時から2時間程度

（場所）高松高等裁判所大会議室（6階）

（テーマ）「医療観察制度について」